

大分市中小企業振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針（第11条）

第2節 中小企業の振興に関する施策（第12条—第16条）

第3章 施策を推進するための措置（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

大分市は、古来より豊かな自然に恵まれた環境の中で、東九州の要衝の地として栄え、特に、中世、大友宗麟公の時代には、西洋文化の華が咲き誇る国内屈指の国際貿易都市となりました。近年では、昭和39年の「新産業都市」指定を契機に、都市化が進み、東九州における経済産業活動の一大拠点へと成長を遂げ、今日に至っています。

この間、大分市の中小企業は、戦後復興期や高度成長期、石油ショックや金融危機など激動の時代を、的確な判断力と不屈の精神で乗り越え、本市の経済を支えてきました。

事業所数においては市内の9割以上、従業者数においては7割以上を占める中小企業は、産業振興や雇用確保のみならず消費機会の提供や税収の増加をもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出すなど、魅力と活力あるまちづくりの担い手として、なくてはならない存在となっています。

しかしながら、少子高齢社会の到来による人口減少と国内市場の縮小やグローバル化による競争激化、地球環境・エネルギー問題の深刻化などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、斬新な発想や進取の精神のもと、これまで以上の積極的な活動の展開が求められています。

そこで大分市は、中小企業振興を市政の最重要政策の一つと位置付け、中小企業の自助努力を基本に、市民、大企業、中小企業支援団体その他の関係者、そして行政が一体となって、中小企業が将来にわたって輝き続けるとともに、勤労者がそこで働くことに生きがいを感じ、誇りに思える環境を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 前号に規定する中小企業者の事業の共同化のための組織
- 2 この条例において「小規模企業」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- 3 この条例において「中小企業支援団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、市内に事務所を有するものをいう。
- 4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。
- 5 この条例において「大企業」とは、第1項第1号に規定する中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）で、市内に事務所等を有するものをいう。
- 6 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。
- 7 この条例において「大学等」とは、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。
- 8 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
 - (3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、学校及び研究機関が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(中小企業の自助努力)

第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めるものとする。

2 中小企業(第2条第1項第1号に規定する中小企業者に限る。)は、事業の共同化を図るとともに、組合等を組織し、加入する等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

第9条 学校は、社会見学、職場体験活動等を通し、望ましい勤労観・職業観を育てるなどキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

とする。

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

第11条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化を図ること。
- (2) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (3) 創業を促進すること。
- (4) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。
- (5) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の強化)

第12条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第13条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

(創業の促進)

第14条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第15条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承の促進並びに後継者の育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進

- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化

（中小企業の活用による地域内の経済循環の創出）

第16条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

第3章 施策を推進するための措置

（意見の聴取）

第17条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

（計画の策定）

第18条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

- 2 市は、前項の計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前項の規定は、計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第19条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（大分市中小企業振興条例の廃止）
- 2 大分市中小企業振興条例（昭和46年大分市条例第49号）は、廃止する。
（大分市税条例の一部改正）
- 3 大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第97条の2第1号中「大分市中小企業振興条例」を「大分市中小企業振興基本条例（平成26年大分市条例第37号）附則第2項の規定による廃止前の大分市中小企業振興条例」に改める。